

第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって

1. 基本構想策定の背景と趣旨

我が国では、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、平成 27 年には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上となる本格的な高齢社会を迎えることが予測されています。

また、障害者が障害のない人と同じように生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念や、あらゆる人が利用できることを考慮したものづくりやまちづくりを行う「ユニバーサルデザイン」の考え方が浸透しつつあり、障害者が障害のない人とともに活動し、行動できるためのサポートや支援が充実した社会の形成が求められるようになっていきます。

このため、平成 6 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」が制定され、不特定多数の人々が利用する一定規模（2,000 m²）以上の建築物の建築等において利用円滑化基準への適合が義務づけられました。

また、平成 12 年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化に関する法律（交通バリアフリー法）」が制定され、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関に加え、鉄道駅周辺道路などの連続した移動経路について、公共交通事業者や公安委員会、道路管理者である地方公共団体等の関係事業者が各々の取り組みの整合性を図ることにより、これらの施設の一体的・総合的なバリアフリー化が推進されることとなりました。

さらに、高齢化への対応や障害者の社会進出等への促進をより進めるために、バリアフリー整備を「点」や「線」から「面」へ広げることをめざして、「交通バリアフリー法」と「ハートビル法」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が平成 18 年 12 月 20 日に施行されました。

こうした中、本市においても、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全・安心で快適な日常生活を営むことができるよう、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化、公共施設をはじめとする施設のバリアフリー化が求められています。

そこで、この取り組みを推進するため、行政はもとより市民や関係機関が連携、協力を図りながら、「羽曳野市バリアフリー基本構想」を策定し、高齢者や障害者をはじめあらゆる人が暮らしやすいまちづくりの実現に向けた取り組みを進めます。

(1) バリアフリー新法の概要

高齢者、障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する、施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害者等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定める。

○主務大臣は、移動等の円滑化の促進に関する基本方針を策定

等

等

等

(2) バリアフリー新法の基本的枠組み

ア 移動等円滑化の促進に関する基本方針

主務大臣は、バリアフリー新法第3条に基づき、移動等円滑化が総合的かつ計画的に推進されるため基本方針として、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を定めることとされており、基本方針には次の4つの事項が定められています。

- 移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
- 移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- バリアフリー新法において定めることができる基本構想の指針となるべき事項
- 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項（関係者の責務に関する事項）

イ 関係者の責務

国及び施設設置管理者、地方公共団体、国民がそれぞれの責務を果たすことで移動等円滑化が効果的に実施されることが求められています。

- 関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- 心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- 移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- 移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

ウ 基準適合義務

施設設置管理者等はそれぞれが設置し管理する一定の要件を満たす施設に対して、新設時には移動等円滑化基準に適合させる義務があり、既存の施設については移動等円滑化基準に適合させる努力義務が定められています。また、施設等のバリアフリー化を図っていくにはハード面の整備のみならず、ソフト面の整備も重要であるとの認識から案内情報の適切な提供や、職員等に対する教育訓練を充実させるよう努めることとされています。

- 施設、車両等の移動等円滑化
- 案内情報の適切な提供
- 職員等関係者に対する適切な教育訓練

エ 重点整備地区における移動等円滑化の重点的かつ一体的な推進

市町村は、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の重点整備地区について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（基本構想）を作成することができます。また、住民や事業者等は基本方針に沿った基本構想の素案を提案する制度が設けられており、提案を受けた市町村は基本構想を作成もしくは変更する必要があります。これらによって基本構想が作成された場合、施設設置管理者等はそれぞれのバリアフリー化に関する事業計画を作成する必要があります。

- 市町村による基本構想の作成
- 住民や事業者等による基本構想の提案制度
- 特定事業等移動円滑化に係る事業の実施

バリアフリー新法の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- ・移動等の円滑化の意義及び目的
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

重点整備地区における移動等の円滑化を重点的・一体的に推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設が所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、都市公園管理者、建築物の所有者、公安委員会が基本構想に沿って特定事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業の実施）
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

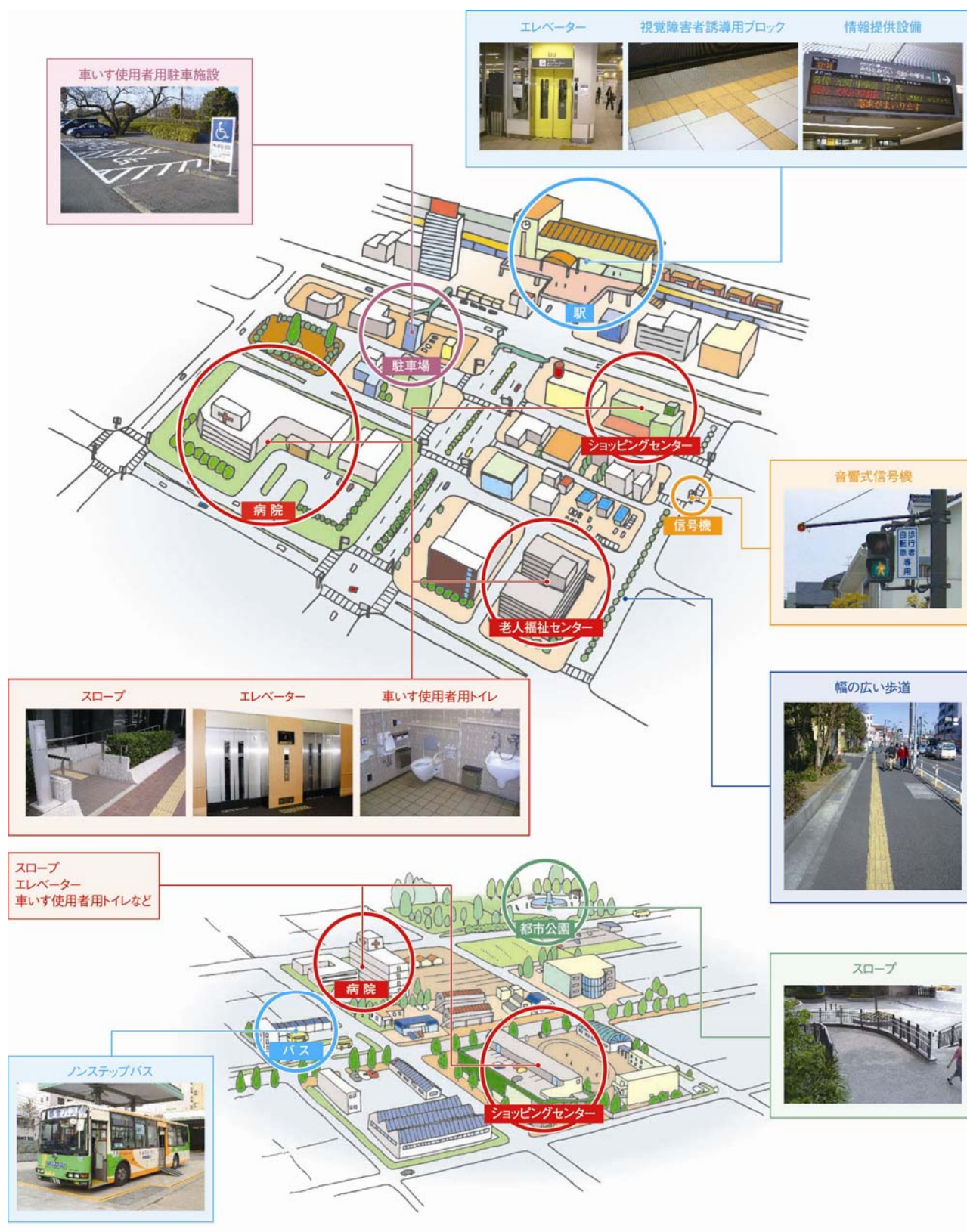
支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

- ・重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

(3) バリアフリー基本構想による整備イメージ



3. 基本構想の位置づけ

(1) バリアフリー基本構想の位置づけ

本構想は、「バリアフリー新法」及び「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づくとともに、「第5次羽曳野市総合基本計画」や「羽曳野市都市計画マスタープラン」、各種の福祉関連計画等の上位・関連計画との整合を図り、策定するものです。

